

全国舞台テレビ照明事業協同組合 第三者賠償保険
保険請求にあたってのご案内

● 対物事故の場合の保険請求手続き

1. 事故通知書兼支払請求書(写し)のご提出

保険対象の事故が発生致しましたら、まず事故通知書兼支払請求書に必要事項をご記入頂き、事務局までメール添付か FAX にてお送りください。お手元に事故通知書兼支払請求書がない場合は全照協 HP よりダウンロード頂くか、事務局までご連絡ください。

2. 必要書類の作成・回収・事務局までご郵送

以下の書類を組合員様で取り纏めて頂き、全部そろいましたら組合事務局までご郵送ください。

事後現場の写真 (事故発生場所の寄り・引き、会場全体、など多めにご用意ください)

事故現場の平面図 (事故発生場所に印をつけてください)

損害金額がわかるお見積書(写し)もしくはご請求書(写し)

事前にお送りいただきました、事故通知書兼支払請求書の原本

※事故や損害金の状況により、保険会社から上記以外の書類の提出を求められる場合がございます。予めご了承ください。

3. 保険会社にて査定・過失相殺の判定

必要書類が届きましたら保険金支払可否の査定と、過失相殺の判定に入ります。

※事故状況により保険会社から関係者へのヒアリングや、事故現場のご確認をさせて頂く場合がございます。またご提出頂いた書類以外にも追加書類のご提出をお願いする場合がございます。

4. 損害金をお支払した事がわかる金融機関の書類(写し)のご提出

損害金を所有者へのお支払いが終わりましたら、損害金をお支払した事がわかる金融機関の書類(写し) (ATM の振込明細書や、当該箇所以外を塗りつぶした NET バンキングの振込明細書など) を、事務局までメール添付か FAX にてお送りください。※この時点で再度保険金支払可否の査定と、過失相殺の判定、事故現場のご確認、ご提出頂いた書類以外の追加書類のご提出等が入る場合もあります。

5. 保険金ご入金

振込証明書のご提出後、保険会社より加入者様のご指定口座に免責金5万円を差し引いてご入金致します。※保険金のお支払い方法については上記の他に、免責金5万円を事前に保険会社にお振込み頂き、保険会社より事故の相手方の口座にお支払する方法がございますが、審査が必要に成りますので事務局までご相談ください。

●対人事故の場合の保険請求手続き

※対物事故時と提出書類が一部異なりますのでご注意ください。

1. 事故通知書兼支払請求書(写し)のご提出

保険対象の事故が発生致しましたら、まず事故通知書兼支払請求書に必要事項をご記入頂き、事務局までメール添付かFAXにてお送りください。お手元に事故通知書兼支払請求書がない場合は事務局までご連絡ください。

2. 必要書類の作成・回収・事務局までご郵送

以下の書類を組合員様で取り纏めて頂き、全部そろいましたら組合事務局までご郵送ください。

◆加入組合員様でご用意頂くもの

- 事後現場の写真 (事故発生場所の寄り・引き、会場全体、など多めにご用意ください。)
- 事故現場の平面図 (事故発生場所に印をつけてください)
- 業務を請け負った証明ができる書類(写し)
(発注書、請求書、領収書、契約書、業務日報など)
- 事前にお送りいただきました、事故通知書兼支払請求書の原本

◆お怪我をされた方から頂くもの

- 病院発行の診断書(文書料は保険対象外となる為、実費となります)
- 病院発行の領収書(お名前・病院名・入院期間(入院の場合)・金額が記載の物)

◆休業補償が発生する場合、上記の他にお怪我をされた方から頂くもの

- 源泉徴収票(写し) (直近の物)
- お怪我された方の所属会社発行の休業補償証明書
※個人事業主の場合は、発注元発行の休業補償証明書

※ 事故や損害金の状況により、保険会社から上記以外の書類の提出を求められる場合がございます。予めご了承ください。

3. 保険会社にて査定・過失相殺の判定

必要書類が届きましたら保険金支払可否の査定と、過失相殺の判定に入ります。

※事故状況により保険会社から関係者へのヒアリングや、事故現場のご確認をさせて頂く場合がございます。またご提出頂いた書類以外にも追加書類のご提出をお願いする場合がございます。

4. 損害金をお支払した事がわかる金融機関の書類(写し)のご提出

損害金を所有者へのお支払いが終わりましたら、損害金をお支払した事がわかる金融機関の書類(写し)(ATMの振込明細書や、当該箇所以外を塗りつぶしたNETバンキングの振込明細書など)を、事務局までメール添付かFAXにてお送りください。※この時点で再度保険金支払可否の査定と、過失相殺の判定、事故現場のご確認、ご提出頂いた書類以外の追加書類のご提出等が入る場合もあります。

5. 保険金ご入金

振込証明書のご提出後、保険会社より加入者様のご指定口座に免責金を差し引いてご入金致します。※保険金のお支払い方法については上記の他に、免責金5万円を事前に保険会社にお振込み頂き、保険会社より事故の相手方の口座にお支払する方法がございますが、審査が必要に成りますので事務局までご相談ください。